

| E. 国と地方の在り方、地域活性化 | 関係府省等 | 対応状況 | 主な成果 | 課題 | これからの取り組み |
|--|-------|---|---|--|--|
| ロ. 歳出改革 | | | | | |
| <p>④セーフガードを要しない国内産地の競争力強化</p> <p>・野菜等の生産流通合理化・消費改革対策を推進する。</p> | 農林水産省 | <p>・国際競争にも耐え得る体質の強い国内供給体制を確立するため、低コスト化、高付加価値化、契約取引の推進といった取組を加速化するなど、生産・流通・消費にわたる総合対策の推進を図っているところ。また、秩序ある貿易の実現に向け平成15年1月までに、日中農産物貿易協議会を6回開催。</p> | <p>・①機械化一貫体系の導入や低コスト耐候性ハウス、通い容器の整備等による低コスト化を図るとともに、高付加価値化及び契約取引の推進、新たな栽培方法の導入等の取組が進展。②野菜生産出荷安定法の改正（平成14年6月施行）により創設された契約野菜安定供給制度の普及浸透等により、セーフティネットとしての野菜価格安定に貢献。</p> | | <p>①第156回国国会会期末～③それ以降</p> <p>・国際競争にも耐え得る体質の強い国内供給体制を確立するため、低コスト化、高付加価値化、契約取引の推進といった取組を加速化するなど、野菜等の構造改革対策を一層推進。また、秩序ある貿易の実現に向け、引き続き日中農産物貿易協議会の場を通じ情報交換を行っていく予定。</p> |
| <p>・農地利用集積、農業経営法人化等、地域農業構造改革緊急対策を実施する。</p> <p>(①)</p> | 農林水産省 | <p>・平成14年度予算において、地域農業構造改革緊急対策、新規就農総合対策事業等を実施。</p> | <p>・地域の実情に応じた担い手の明確化、担い手に対する農地の利用集積の促進、地域農業の核となる農業法人の育成等が行われた。</p> | <p>・平成22年度における「望ましい農業構造」の実現に向け、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に向けた施策の更なる集中化・重点化。</p> | <p>①第156回国国会会期末</p> <p>・「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案」の成立を目指す。</p> <p>②平成15年末～③それ以降</p> <p>・農業法人に対する総合的な支援、認定農業者等に対する経営の多角化に向けたノウハウの提供や農地集積の加速化等を推進。</p> |
| <p>・経営所得安定対策の具体化検討のための調査を実施する。(③)</p> | 農林水産省 | <p>・平成14年度予算において、「経営所得安定対策の具体化検討調査費」を措置し、具体化検討調査を実施。</p> <p>・具体的な仕組みの制度設計に必要なデータ等（農業経営の概況、農業収入・所得等）を収集し、想定される仕組みに即して、対策の具体的な仕組みを検討。</p> | | | <p>①第156回国国会会期末～③それ以降</p> <p>・引き続き、具体化検討調査を実施（平成16年度まで）。</p> |

| | | | | | |
|--------------------------------------|--------------|---|--|--|---|
| <p>・担い手育成のための金融支援等関係法案を提出する。(①)</p> | <p>農林水産省</p> | <p>・第154回国会に提出した担い手育成のための金融支援等に関する関連2法(「農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律」及び「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」)が平成14年5月22日に成立し、14年7月1日から施行された。</p> | <p>・担い手向けの資金について、 ①資金内容の充実 ②機関保証の充実等の見直しを行うとともに、農業法人に対する出資制度を創設した。</p> | <p>・平成22年度における「望ましい農業構造」の実現に向け、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に向けた施策の更なる集中化・重点化。</p> | <p>①第156回国会会期末～③それ以降 ・新制度の更なる普及の推進。</p> |
| <p>・野菜の生産流通合理化等のための法改正案を提出する。(④)</p> | <p>農林水産省</p> | <p>・契約野菜安定供給制度の創設等野菜生産出荷安定法の改正(平成14年6月施行)。 ・野菜生産出荷安定法の改正内容の普及・浸透を図るとともに、生産・流通の構造改革を促進する取組を支援。</p> | <p>①機械化一貫体系の導入や低コスト耐候性ハウス、通い容器の整備等による低コスト化を図るとともに、高付加価値化及び契約取引の推進といった取組が進展。 ②野菜生産出荷安定法の改正(平成14年6月施行)により創設された契約野菜安定供給制度の普及浸透等により、セーフティネットとしての野菜価格安定に貢献。</p> | <p>—</p> | <p>①第156回国会会期末～③それ以降 ・国際競争にも耐え得る体質の強い国内供給体制を確立するため、低コスト化、高付加価値化、契約取引の推進といった取組を加速化するなど、野菜の構造改革対策を一層推進。特に、安全・安心な国産野菜の供給体制を強化。</p> |

| ハ. 規制改革 | | | | | |
|--|--------------|---|---|--|--|
| <p>・民間の資本参加を進め、農業経営の株式会社化などにより、農業の構造改革を早急に具体化する。</p> | <p>農林水産省</p> | <p>・アグリ・チャレンジャー（創造的な高付加価値農業に積極的に挑戦する者）の育成や販路開拓施設の整備等を推進するためにアグリ・チャレンジャー支援事業及び販路開拓緊急対策事業を実施するとともに、第154回国会に提出した農業法人への出資業務を行う会社の設立を促進するための法律（「農業法人に対する投資の円滑化のための特別措置法」）が平成14年5月22日に成立し、14年7月1日から施行された。 また、「経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会」において、農地制度全般について検討を行い、農業生産法人の事業要件の緩和、構造改革特区の活用等について論点整理を行った。（14年11月末公表）</p> | <p>・アグリ・チャレンジャー支援事業及び販路開拓緊急対策事業（14年度予算29億9千万円）を27地区で実施するとともに、農業法人の自己資本充実を図るため、農業法人に対する出資制度を創設した。 また、構造改革特別区域法において、農業生産法人以外の法人の農業参入を可能とする農地法の特例措置を講じ、農業経営の法人化及び農地の利用集積を一層促進する観点から、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案を第156回国会に提出した。</p> | <p>・アグリ・チャレンジャー支援事業及び販路開拓緊急対策事業の着実な推進、構造改革特別区域法に基づく農地法の特例措置の適正かつ円滑な実施等による農業経営の法人化の推進。 ・平成22年度における「望ましい農業構造」の実現に向けた施策の更なる集中化・重点化。</p> | <p>①第156回国会会期末～③それ以降 ・農業法人に対する出資制度の更なる普及の推進。 ・15年4月以降の構造改革特区制度の活用と施行状況の注視。</p> |
| ホ. その他の制度改革 | | | | | |
| <p>・担い手育成のための金融支援等関係法案を提出する。(①)</p> | <p>農林水産省</p> | <p>・第154回国会に提出した担い手育成のための金融支援等に関する関連2法（「農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律」及び「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」）が平成14年5月22日に成立し、14年7月1日から施行された。</p> | <p>・担い手向けの資金について、 ①資金内容の充実 ②機関保証の充実等 等の見直しを行うとともに、農業法人に対する出資制度を創設した。</p> | <p>・平成22年度における「望ましい農業構造」の実現に向け、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に向けた施策の更なる集中化・重点化。</p> | <p>①第156回国会会期末～③それ以降 ・新制度の更なる普及の推進。</p> |

| | | | | | |
|--|--------------|--|--|--------------------------|--|
| <p>・水産基本法の制定等を踏まえ、所要の法改正案を提出する。(⑨)</p> | <p>農林水産省</p> | <p>・漁業再建整備法(15年1月施行)、水産協同組合法(15年1月施行)、漁業災害補償法(15年4月施行)、遊漁船業法(15年施行)を改正し、水産四法が成立。</p> | | | <p>①第156回国会会期末～③それ以降 水産4法の改正、水産基本計画(14年3月策定)により示された方向に沿い、 ・安全安心な水産物供給体制の構築 ・水産業の構造改革 ・魅力ある漁村づくりの推進 等の施策を着実に推進。</p> |
| <p>・新たな「水産基本計画」を策定する。(13年度⑨)</p> | <p>農林水産省</p> | <p>・水産政策審議会企画部会において、水産基本計画の策定につき計5回審議。 ・平成14年3月に「水産基本計画」を閣議決定。</p> | | <p>事業の重点化の一層の推進に努める。</p> | <p>①第156回国会会期末～③それ以降 基本計画に示された方向に沿い、 ・安全安心な水産物供給体制の構築 ・水産業の構造改革 ・魅力ある漁村づくりの推進 等の施策を着実に推進。</p> |

| | | | | | |
|--|--------------|---|---|--|--|
| <p>・民間の資本参加を進め、農業経営の株式会社化などにより、農業の構造改革を早急に具体化する。</p> | <p>農林水産省</p> | <p>・アグリ・チャレンジャー（創造的な高付加価値農業に積極的に挑戦する者）の育成や販路開拓施設の整備等を推進するためにアグリ・チャレンジャー支援事業及び販路開拓緊急対策事業を実施するとともに、第154回国会に提出した農業法人への出資業務を行う会社の設立を促進するための法律（「農業法人に対する投資の円滑化のための特別措置法」）が平成14年5月22日に成立し、14年7月1日から施行された。 また、「経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会」において、農地制度全般について検討を行い、農業生産法人の事業要件の緩和、構造改革特区の活用等について論点整理を行った。（14年11月末公表）</p> | <p>・アグリ・チャレンジャー支援事業及び販路開拓緊急対策事業（14年度予算29億9千万円）を27地区で実施するとともに、農業法人の自己資本充実を図るため、農業法人に対する出資制度を創設した。 また、構造改革特別区域法において、農業生産法人以外の法人の農業参入を可能とする農地法の特例措置を講じ、農業経営の法人化及び農地の利用集積を一層促進する観点から、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案を第156回国会に提出した。</p> | <p>・アグリ・チャレンジャー支援事業及び販路開拓緊急対策事業の着実な推進、構造改革特別区域法に基づく農地法の特例措置の適正かつ円滑な実施等による農業経営の法人化の推進。 ・平成22年度における「望ましい農業構造」の実現に向けた施策の更なる集中化・重点化。</p> | <p>①第156回国会会期末～③それ以降 ・農業法人に対する出資制度の更なる普及の推進。 ・15年4月以降の構造改革特区制度の活用と施行状況の注視。</p> |
|--|--------------|---|---|--|--|

| E. 国と地方の在り方、地域活性化 | 関係府省等 | 対応状況 | 主な成果 | 課題 | これからの取り組み |
|---|-------|--|---|--|--|
| ロ. 歳出改革 | | | | | |
| <p>(2) 技術力戦略 (戦略分野への選択と集中) ・総合科学技術会議は、関係府省と協力して、基礎研究を重視するとともに、科学研究費補助金等の競争的資金の割合を拡大する。また、競争的資金の成果について厳正な評価を行うなど、制度改革を推進する。</p> | 農林水産省 | <p>・地域の農林水産業・食品産業等の活性化を図るため、地域の研究開発に係る企画から実施までのシステムを改革し、新たに生産者自らの参加による現場のアイデアを活用した研究開発、食品企業等の参画の下に行う地域の特色を活かした農林水産物の生産、加工技術の開発等を推進する 「先端技術を活用した農林水産研究先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」を15年度予算政府案により実施。</p> | 平成14年度においては、30課題を採択し、研究開発を推進中。 | | ①第156回国国会期末～③それ以降 ・研究開発の着実な実施。 |
| <p>(4) 産業発掘戦略 (食料産業の活性化) ・農林水産省は、平成14年度から産地ごとに、消費者の評価を踏まえた「ブランド・ニッポン」戦略の産学官による策定を推進し、戦略に基づく農水産物の供給体制を確立する。農地法の見直し等により国際競争力のある効率的な農業経営を推進する。</p> | 農林水産省 | <p>・平成14年度から、各産地において、消費者の評価を踏まえた「ブランド・ニッポン」産地戦略(立地条件や地域資源等の産地の優位性を活かした生産・加工・流通・販売戦略)を策定中。 ・15年度予算政府案において、農産物の地産地消推進活動、産地の特色を活かした環境保全型農業や契約取引等を推進するブランド・ニッポン農産物供給体制確立事業等を創設</p> | 各都道府県の産地において、契約栽培による高品質な農産物の生産、朝どり新鮮野菜の地産地消活動の深化など、産地の特色を生かした戦略が着実に進展 | <p>・産地戦略策定後は毎年度、各産地において消費者等の評価、産地戦略の達成状況等を検証し、必要に応じて取組内容等の見直しを実施 ・引き続き産地戦略の策定を推進</p> | ①第156回国国会期末～③それ以降 戦略を策定した産地に対して、消費者等による農水産物の評価活動への支援、環境保全型農業、持続的増養殖、食品産業との連携等、産地の特色を活かした取組の推進、商流・物流の合理化等による生産・流通を通じた高コスト構造の是正等の施策を重点化し、戦略の具体化を強力に推進 |

| | | | | | |
|---|-------|--|---|---|---|
| | 農林水産省 | <p>・15年度予算政府案において、ストックマネジメントの導入による適切で効率的な農業水利施設の有効活用を図る基幹水利施設保全更新対策を創設。</p> | | <p>・今後順次更新時期を迎える既存の農業水利施設の機能の維持と次世代への継承。 ・予防保全に向けた取り組みの定着化。</p> | <p>①第156回国国会会期末 ・ストックマネジメントの導入による施設の保全・更新を行うための仕組みを整備。 ①第156回国国会会期末～③それ以降 ・ストックマネジメントの導入による施設の長寿命化と機動的かつ効率的な農業水利施設の更新整備により、食料供給基盤の持続性を確保。</p> |
| <p>(食料産業の活性化) ・農林水産省は、平成13年度から、我が国の農林水産生産構造の中核となるような農林水産業者・企業に対して施策を集中化すること等により、農林水産業の構造改革を加速化する。</p> | 農林水産省 | <p>・「経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会」において、農地制度全般について検討を行い、農業生産法人の事業要件の緩和、構造改革特区の活用等について論点整理を行った。(14年11月末公表)</p> <p>・平成14年度予算において、地域農業構造改革緊急対策、新規就農総合対策事業等を実施。</p> | <p>・構造改革特別区域法において、農業生産法人以外の法人の農業参入を可能とする農地法の特例措置を講じた。 また、農業経営の法人化及び農地の利用集積を一層促進する観点から、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案を第156回国会に提出した。</p> <p>・地域の実情に応じた担い手の明確化、担い手に対する農地の利用集積の促進、地域農業の核となる農業法人の育成等が行われた。 ・新規就農相談センターにおける就農相談体制の確立、技術・経営研修の充実が図られた。</p> | <p>・構造改革特別区域法に基づく農地法の特例措置の適正かつ円滑な実施。</p> <p>・平成22年度における「望ましい農業構造」の実現に向け、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に向けた施策の更なる集中化・重点化。</p> | <p>①第156回国国会会期末～③それ以降 ・本年4月以降の構造改革特区制度の施行状況を注視する必要。</p> <p>①第156回国国会会期末まで ・「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案」の成立を目指す。 ②平成15年末～③それ以降 ・新規就農支援システムの構築、農業法人に対する総合的な支援、認定農業者等に対する経営の多角化に向けたノウハウの提供や農地集積の加速化等を推進。</p> |

| | | | | | |
|--|--|---|---|---|--|
| <p>(5) 地域力戦略 (地域産業の活性化) ・農林水産省、環境省、関係府省は協力して、動植物、微生物や有機性廃棄物からエネルギー源や製品を得るバイオマスの利活用の推進について具体策を平成14年度中にとりまとめる等、計画的に取り組む。</p> | <p>農林水産省 内閣府 文部科学省 経済産業省 国土交通省 環境省</p> | <p>・平成14年12月27日に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定。 ・戦略の工程管理と評価を行う推進体制として、関係府省による「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」、推進会議への提言等を行う「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザリーグループ」を14年度内に設置。 ・15年度予算政府案において、バイオマスを地域の中で循環利用するための地域システムの構築や利活用施設の整備を総合的に実施する制度を創設。</p> | <p>・生物由来の有機性資源であるバイオマスをエネルギーや製品として総合的に利活用し、持続的に発展可能な社会を実現するための国家戦略として、2010年を目途とする具体的な数値目標や実施主体・実施時期を明示した78の具体的行動計画を策定し、政府が一体となって推進していく姿勢を明らかにした。 ・地域活性化等の一手段としてバイオマス活用を進めるため、地方自治体等において特別のプロジェクトチームを立ち上げたり、具体的なプロジェクトの検討を各地で開始。</p> | <p>・バイオマスの生産、収集・輸送、変換、利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性がある循環システムを各地で構築。 ・全国的な取組のモデルとなるバイオマス利活用事例の構築。</p> | <p>①第156回国国会会期末 ・バイオマス関連情報を効率的・効果的に整理・提供するバイオマス情報ヘッドクォーターを創設。 ・関係府省が一体となって、地域の特性を活かし、バイオマスを効率的に利活用するバイオマスタウン構想を検討。 ・バイオマス活用を更に進めるための方策について、推進会議、アドバイザリーグループにおいて検討。 ②平成15年末 ・各地での具体的な取組の効率的な支援策の検討、決定。 ③それ以降 ・総合戦略の進捗状況のフォローアップ。 ・バイオマス活用を更に進めるための方策について、推進会議、アドバイザリーグループにおいて検討。 ①第156回国国会会期末 ～③それ以降 ・バイオマス関連事業の着実な実施。 ・地域における体制整備や調査・実証等による利活用システムの構築を図るとともに、新技術等を活用した施設整備をモデル的に実施。</p> |
|--|--|---|---|---|--|

八. 規制改革

| | | | | | |
|--|--------------|---|--|--|--|
| <p>(4) 産業発掘戦略 (ライフスタイルの変化が引き出す潜在需要の顕在化) ・農林水産省は、関係府省と協力して、平成14年度から、都市と農山漁村を双方で行き交うライフスタイル(デュアルライフ)の実現に向け、国民運動として民間の取組みの拡大を図るとともに、特区手法を含め、都市と農山漁村の共生・対流を推進する。</p> | <p>農林水産省</p> | <p>・15年度予算政府案において、都市と農山漁村を双方で行き交うライフスタイルの実現を推進するため、農山漁村情報提供の充実強化、新たなグリーン・ツーリズム等の展開、農地や森林、海辺等を活用した体験活動等の支援、共生・対流の優良事例の表彰等を通じた国民運動の展開等の施策を創設。</p> | <p>・長野県飯田市の例 平成14年度17,000人の体験学習の受け入れにより、直接消費額2.9億円、経済波及効果7.0億円</p> | | <p>①第156回国国会会期末 ～③それ以降 ・各事業の着実な実施により、都市と農山漁村を双方で行き交うライフスタイルの実現を推進。</p> |
|--|--------------|---|--|--|--|

| | | | | |
|--|--|--|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現に向けて、平成14年7月に関係7省の連絡協議会を設置。 ・関係副大臣から構成される「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」を平成14年9月に設置し、都市と農山漁村の共生・対流に係る国民運動の展開について検討。 ・住民合意の下で、農地等の適切な保全及び利用を図る市町村のイニシアティブに基づく取組を促進する新たな土地利用の枠組み構築について、平成14年6月より有識者懇談会を4回にわたって開催し、8月に懇談会の論点整理を発表。市町村長等との意見交換を2回にわたって実施。 ・構造改革特別区域制度において、農地等の権利取得に際する下限面積要件を緩和する措置を講じたこととした。 ・構造改革特別区域法において、NPO等による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法等の特例を措置。 | <ul style="list-style-type: none"> ・遊休農地や廃校等既存ストックについて、都市と農山漁村の共生・対流の推進に資する用途への活用事例集を作成し、市町村等への配付を予定。 ・都市と農山漁村の共生・対流のポータルサイトとしてのホームページを立上げる予定。 | <ul style="list-style-type: none"> ・農山村の新たな土地利用の枠組み構築については、懇談会の論点整理、市町村長等からの意見、及び構造改革特区における先行的な取り組みの評価を踏まえつつ、全国的な規制の見直しとして検討することが必要。 ・構造改革特別区域法に基づく特定農地貸付法等の特例措置の適正かつ円滑な実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ①第156回国国会会期末 <ul style="list-style-type: none"> ・関係副大臣プロジェクトチームにより都市と農山漁村の共生・対流の推進に向けた国民運動の展開方法をとりまとめ。 ①第156回国国会会期末～②平成15年末 <ul style="list-style-type: none"> ・懇談会の論点整理、市町村長等からの意見及び構造改革特区における先行的な取り組みの評価を踏まえつつ、制度のあり方について検討。 ③それ以降 <ul style="list-style-type: none"> ・検討の結果を踏まえ、制度化を目指し、体制の整った市町村から新たな取組へ移行。 ①第156回国国会会期末 <ul style="list-style-type: none"> ・制度の説明会等による普及。 |
|--|--|--|---|---|

| | | | | | |
|--|--------------|--|---|---|---|
| <p>(食料産業の活性化) ・農林水産省は、平成13年度から、我が国の農林水産生産構造の中核となるような農林水産業者・企業に対して施策を集中化すること等により、農林水産業の構造改革を加速化する。</p> | <p>農林水産省</p> | <p>・「経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会」において、農地制度全般について検討を行い、農業生産法人の事業要件の緩和、構造改革特区の活用等について論点整理を行った。(14年11月末公表)</p> <p>・平成14年度予算において、地域農業構造改革緊急対策、新規就農総合対策事業等を実施。</p> | <p>・構造改革特別区域法において、農業生産法人以外の法人の農業参入を可能とする農地法の特例措置を講じた。</p> <p>また、農業経営の法人化及び農地の利用集積を一層促進する観点から、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案を第156回国会に提出した。</p> <p>・地域の実情に応じた担い手の明確化、担い手に対する農地の利用集積の促進、地域農業の核となる農業法人の育成等が行われた。</p> <p>・新規就農相談センターにおける就農相談体制の確立、技術・経営研修の充実が図られた。</p> | <p>・構造改革特別区域法に基づく農地法の特例措置の適正かつ円滑な実施。</p> <p>・平成22年度における「望ましい農業構造」の実現に向け、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に向けた施策の更なる集中化・重点化。</p> | <p>①第156回国会会期末～③それ以降 ・本年4月以降の構造改革特区制度の施行状況を注視する必要。</p> <p>①第156回国会会期末まで ・「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案」の成立を目指す。 ②平成15年末～③それ以降 ・新規就農支援システムの構築、農業法人に対する総合的な支援、認定農業者等に対する経営の多角化に向けたノウハウの提供や農地集積の加速化等を推進。</p> |
|--|--------------|--|---|---|---|

ホ. その他の制度改革

| | | | | | |
|--|--------------|--|---|--|--|
| <p>(4) 産業発掘戦略 (ライフスタイルの変化が引き出す潜在需要の顕在化) ・農林水産省は、関係府省と協力して、平成14年度から、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイル(デュアルライフ)の実現に向け、国民運動として民間の取組みの拡大を図るとともに、特区手法を含</p> | <p>農林水産省</p> | <p>・15年度予算政府案において、都市と農山漁村を双方向に行き交うライフスタイルの実現を推進するため、農山漁村情報提供の充実強化、新たなグリーン・ツーリズム等の展開、農地や森林、海辺等を活用した体験活動等の支援、共生・対流の優良事例の表彰等を通じた国民運動の展開等の施策を創設。</p> | <p>・長野県飯田市の例 平成14年度17,000人の体験学習の受け入れにより、直接消費額2.9億円、経済波及効果7.0億円</p> | | <p>①第156回国会会期末～③それ以降 ・各事業の着実な実施により、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現を推進。</p> |
|--|--------------|--|---|--|--|

め、都市と農山漁村の共生・対流を推進する。

・都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現に向けて、平成14年7月に関係7省の連絡協議会を設置。

・遊休農地や廃校等既存ストックについて、都市と農山漁村の共生・対流の推進に資する用途への活用事例集を作成し、市町村等への配付を予定。

・関係副大臣から構成される「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」を平成14年9月に設置し、都市と農山漁村の共生・対流に係る国民運動の展開について検討。

・都市と農山漁村の共生・対流のポータルサイトとしてのホームページを立上げる予定。

・住民合意の下で、農地等の適切な保全及び利用を図る市町村のイニシアティブに基づく取組を促進する新たな土地利用の枠組み構築について、平成14年6月より有識者懇談会を4回にわたって開催し、8月に懇談会の論点整理を発表。市町村長等との意見交換を2回にわたって実施。

・農山村の新たな土地利用の枠組み構築については、懇談会の論点整理、市町村長等からの意見、及び構造改革特区における先行的な取り組みの評価を踏まえつつ、全国的な規制の見直しとして検討することが必要。

・構造改革特別区域制度において、農地等の権利取得に際する下限面積要件を緩和する措置を講じることとした。

・構造改革特別区域法に基づく特定農地貸付法等の特例措置の適正かつ円滑な実施。

・構造改革特別区域法において、NPO等による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法等の特例を措置。

①第156回国国会期末
・関係副大臣プロジェクトチームにより都市と農山漁村の共生・対流の推進に向けた国民運動の展開方法をとりとまとめ。

①第156回国国会期末
～②平成15年末
・懇談会の論点整理、市町村長等からの意見及び構造改革特区における先行的な取り組みの評価を踏まえつつ、制度のあり方について検討。
③それ以降
・検討の結果を踏まえ、制度化を目指し、体制の整った市町村から新たな取組へ移行。

①第156回国国会期末
・制度の説明会等による普及。

農林水産省

・都市と農山漁村の間で、「人・もの・情報」が循環する共通社会基盤を備えたむらづくりを推進する「むらづくり維新」を着実に実施。

・共通社会基盤の整備と新たな自立的コミュニティづくりに向けた「むらづくり維新プロジェクト」を全国約200地区において着手。

①第156回国国会期末
～③それ以降
・「むらづくり維新プロジェクト」を着実に推進。

| | | | | | |
|--|-------|--|--|--|---|
| | 農林水産省 | ・有識者等によるアドバイザリー・グループを設置し、ITを活用して魅力ある農山漁村の実現を目指す「e-むらづくり計画」策定に向けた検討を3回実施。 | | ・地方における推進体制の整備。 ・NPO、民間事業者等との連携強化。 | ①第156回国国会期末 ・「e-むらづくり計画」の策定、公表。 ②平成15年末 ～③それ以降 ・地方公共団体における「e-むらづくり」の推進。 |
| (4) 産業発掘戦略 (食料産業の活性化) ・農林水産省は、平成14年度から産地ごとに、消費者の評価を踏まえた「ブランド・ニッポン」戦略の産学官による策定を推進し、戦略に基づく農水産物の供給体制を確立する。農地法の見直し等により国際競争力のある効率的な農業経営を推進する。 | 農林水産省 | ・平成14年度から、各産地において、消費者の評価を踏まえた「ブランド・ニッポン」産地戦略(立地条件や地域資源等の産地の優位性を活かした生産・加工・流通・販売戦略)を策定中。 ・15年度予算政府案において、農産物の産地消推進活動、産地の特色を活かした環境保全型農業や契約取引等を推進するブランド・ニッポン農産物供給体制確立事業等を創設。 | ・各都道府県の産地において、契約栽培による高品質な農産物の生産、朝どり新鮮野菜の産地消活動の深化など、産地の特色を生かした戦略が着実に進展。 | ・産地戦略策定後は毎年度、各産地において消費者等の評価、産地戦略の達成状況等を検証し、必要に応じて取組内容等の見直しを実施。 ・引き続き産地戦略の策定を推進。 | ①第156回国国会期末 ～③それ以降 戦略を策定した産地に対して、消費者等による農水産物の評価活動への支援、環境保全型農業、持続的増養殖、食品産業との連携等、産地の特色を活かした取組の推進、商流・物流の合理化等による生産・流通を通じた高コスト構造の是正等の施策を重点化し、戦略の具体化を強力に推進。 |
| (4) 産業発掘戦略 (食料産業の活性化) ・農林水産省は、平成14年度から、我が国の農林水産生産構造の中核となるような農林水産業者・企業に対して施策を集中化すること等により、農林水産業の構造改革を加速化する。 | 農林水産省 | ・15年度予算政府案において、水田の整備に当たり経営体育成等の成果目標をより重視した施策に転換を図る経営体育成基盤整備事業を創設。 | ・現行ほ場整備事業実施地区では、農地の約4割が担い手に集約(事業完了時)。 | ・事業実施による農地利用集積や経営体の育成等成果のフォローアップ。 | ②平成15年末 ・更なる農地利用集積や経営体の育成等を図るよう要件の段階的引き上げを検討。 |

| | | | | | |
|--|--|---|--|---|--|
| <p>(4) 産業発掘戦略 (食料産業の活性化) ・農林水産省は、需要に応じた生産の推進等を図る観点から、米の生産調整や水田農業関連施策の改革方向を14年度中に策定する。</p> | <p>農林水産省</p> | <p>・平成14年1月に設置された「生産調整に関する研究会」のとりまとめ(14年11月)を受け、14年12月3日に、米の生産調整や水田農業関連施策の改革を含む「米政策改革大綱」を決定。 ・米政策改革大綱の確実な実行を図るため、第156回国会に食糧法改正法案を提出。</p> | | <p>・米政策改革の関連施策の具体化。</p> | <p>①第156回国会会期末 ・食糧法改正法案の成立を目指す。 ②平成15年末 ・改正法成立を踏まえた米政策改革の理解促進。 ・米政策改革の関連施策の具体的内容の決定とそれに基づく予算。 ・新たなシステムによる需給情報の提供、生産目標数量の配分等。 ③それ以降 ・大綱に沿った改革の実施。</p> |
| <p>(5) 地域力戦略 (地域産業の活性化) ・農林水産省、環境省、関係府省は協力して、動植物、微生物や有機性廃棄物からエネルギー源や製品を得るバイオマスの利活用の推進について具体策を平成14年度中にとりまとめる等、計画的に取り組む。</p> | <p>農林水産省 内閣府 文部科学省 経済産業省 国土交通省 環境省</p> | <p>・平成14年12月27日に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定。 ・戦略の工程管理と評価を行う推進体制として、関係府省による「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」、推進会議への提言等を行う「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザリーグループ」を14年度内に設置。 ・15年度予算政府案において、バイオマスを地域の中で循環利用するための地域システムの構築や利活用施設の整備を総合的に実施する制度を創設。</p> | <p>・生物由来の有機性資源であるバイオマスをエネルギーや製品として総合的に利活用し、持続的に発展可能な社会を実現するための国家戦略として、2010年を目途とする具体的な数値目標や実施主体・実施時期を明示した78の具体的な行動計画を策定し、政府が一体となって推進していく姿勢を明らかにした。 ・地域活性化等の一手段としてバイオマス活用を進めるため、地方自治体等において特別のプロジェクトチームを立ち上げたり、具体的なプロジェクトの検討を各地で開始。</p> | <p>・バイオマスの生産、収集・輸送、変換、利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性がある循環システムを各地で構築。 ・全国的な取組のモデルとなるバイオマス利活用事例の構築。</p> | <p>①第156回国会会期末 ・バイオマス関連情報を効率的・効果的に整理・提供するバイオマス情報ヘッドクォーターを創設。 ・関係府省が一体となって、地域の特性を活かし、バイオマスを効率的に利活用するバイオマスタウン構想を検討。 ・バイオマス活用を更に進めるための方策について、推進会議、アドバイザリーグループにおいて検討。 ②平成15年末 ・各地での具体的な取組の効率的な支援策の検討、決定。 ③それ以降 ・総合戦略の進捗状況のフォローアップ。 ・バイオマス活用を更に進めるための方策について、推進会議、アドバイザリーグループにおいて検討。 ①第156回国会会期末 ～③それ以降 ・バイオマス関連事業の着実な実施。 ・地域における体制整備や調査・実証等による利活用システムの構築を図るとともに、新技術等を活用した施設整備をモデル的に実施。</p> |

| | | | | | |
|--|-------|---|--|--|---|
| <p>(5) 地域力戦略 (地域産業の活性化) 農林水産省は、規制改革による林業への民間事業者の新規参入、事業再編の促進、木材の品質向上・供給ロットの拡大等による経営力の強化を通じ、林業や地域産業の活性化、雇用拡大、並びに森林整備保全、地球温暖化防止を図る。また、関係府省は、森林の果たす公益的機能や森林管理に果たす地域の役割の重要性等を踏まえ、適正な森林管理のあり方を検討。</p> | 農林水産省 | <p>・平成14年度から、都道府県ごとに策定する林業・木材産業構造改革プログラムに即し、林業経営や施業の効率化、木材産業の構造改革等に資する施設の整備を推進。 (木材の品質向上のための乾燥施設等の導入、スケールメリットを活かしたコスト低減と、供給ロット拡大による木材安定供給のための大型製材施設の導入等)</p> <p>・木材利用の拡大の取り組みを推進するための補助事業の措置、木材利用を促進するための税制改正を措置。(15年度改正予定)</p> | <p>・高性能林業機械等の導入43力所、製材機械や乾燥装置等、加工施設、原木自動選別機等、流通施設の整備130力所等を実施。 ・需要者のニーズに応じた木材を低コストで安定的に供給することで競争力強化を図った。</p> | 林業経営や施業の効率化、木材産業の構造改革、木材利用拡大の取組の一層の推進。 | <p>①第156回国国会会期末～③それ以降 ・林業・木材産業構造改革プログラムに即した施設の整備等を推進。</p> |
| | | <p>・木材に関する技術開発の進め方、取組課題等を取りまとめ、「木材利用及び木材産業に関する技術開発目標」として策定(平成14年11月)。</p> | | 企業競争力の確保、消費者視点の重視、循環型社会への対応、新分野への挑戦の観点に立った技術開発の推進。 | <p>①第156回国国会会期末～③それ以降 左記目標の実現に向けた取組を推進。</p> |
| | | <p>・14年度から森林整備事業の事業主体に、市町村長等から森林施業計画の認定を受けた、民間事業者等も参加できるよう措置。</p> | <p>・民間事業者等の新たな担い手の追加により、地域の実情に応じた主体による森林整備が実現。</p> | | |